

# 被告の市側が初めて反論 第6回 いよいよ本格的な争いに 口頭弁論

これまで、準備書面のやりとりとその内容の確認だけに終始した口頭弁論でしたが、今回は被告の市側が初めてまともに主張を展開し、こちらの主張に対して反論を行いました。

とはいっても、被告の反論は、「この程度の主張では訴訟にならない」「金額にズレがあり、不正確なので原告の主張は疑わしい」「録音データも談合そのものの証拠にはならない」といった調子で、本質的な反論とは言えません。

反論するのであれば、事実関係を争い、「これが真実だ」という証拠を示すべきですが、そうしたことは一切無く、混乱を呼びこむ作戦のようです。談合の存在を真っ向から否定することができないために、難癖やいちゃもんをつけているとしか思えません。

こうした被告の主張に対して、裁判長は「金額の相違に関しては訂正をしてほしい」「録音データは他にもあるようなので出してほしい」

「被告の反論に対する再反論をしてほしい」と、冷静に交通整理を行っています。

口頭弁論後のまとめの集会で、加賀屋弁護士は次のように語りました。

・根本は、なぜ2社が談合を告発したのかという点である。

・こちらの主張にも曖昧な点はどうしてもあるので、できるだけ丁寧にやっていきたい。

・「この程度の云々」というのはあくまでも被告側の主張であり、これまでの判例でも細かいところまでの証拠が出されることはない。

・他の事件をいくつか見てきたが、今回は録音データがあるだけでも大きな力だ。録音データには、談合がなければ出てこないような発言がいくつもある。

・これまではこちらの主張だけだったが、今回初めて被告が反論してきた。いよいよ本格的に談合の存在を主張することになる。

・今後の闘いを有利に進めるために、「落札率などによる状況証拠の陳述書」があるとよい。

## 次回の口頭弁論は 6月30日(木)10:00 傍聴参加者の組織に力を

この裁判も、いよいよ佳境に入ってきました。次回第7回口頭弁論では、被告の反論に対して、原告から再反論することになります。

傍聴参加者を募ります。できるだけ多くの市民の傍聴で、裁判所に公正な判決を求めましょう。

参加が確認できましたら、右上の連絡先にご連絡ください。



### 連絡先 (原告団事務局)

Fax 025-522-5812 メール nanten@joetsu.ne.jp

郵送 〒943-0884 上越市大字上中田243-8 平良木哲也

(行き違いを避けるため、

電話でのご連絡はできるだけご遠慮下さい)

### 第7回公判、傍聴スケジュール(案)

8:00	高田図書館前出発	それぞれに出発し
8:15	リージョンプラザ前出発	直接高速道路へ
8:35	柿崎交番前出発	
10:00	新潟地裁にて公判	
12:00	傍聴終了・出発	
12:15	黒崎PAにて食事	
14:10	柿崎交番前到着	
14:30	リージョンプラザ前到着	
14:50	高田図書館前到着	☆参加費：2000円

上越市ガス水道局本支管工事

# 談合疑惑解明ニュース

2016. 6. 7 No.5

発行：談合疑惑解明原告団

事務局：

上越市大字

上中田243-8

090-1808-6919